

仕様書

- 1 案件名
令和7年度下半期白灯油単価契約
- 2 品名及び規格
灯油（白灯油 J I S 1 号以上）
- 3 数量
県が購入する必要量（予定見込数量 6,000 リットル）
なお、予定見込数量は給油数量を保証するものではなく、数量が増減しても、異議を申し立てないものとする。
- 4 納入場所
香川県動物管理指導所 高松市春日町 1766 番地
- 5 納入方法
 - (1) 小型タンクローリー車等による貯油タンク給油
大型車は、納入場所までの経路において進入できない場合があります。
 - (2) 1回の給油量は1,000 リットル
 - (3) 納入時は、灯油（白灯油 J I S 1 号）を取扱うことができる危険物取扱者の資格を有する者が、香川県の立会いのもと数量を確認し、検査を受けるものとする。
 - (4) 納品後（給油の終了等）、納品書を県職員に交付すること。
- 6 納入期限
香川県が指定する期限。
原則として前日までの発注とする。即日納入を依頼することもあるため速やかな対応が可能であること。
- 7 契約期間
令和7年10月1日から令和8年3月31日までとする。
- 8 協力体制
災害時には、当該施設の発注量を極力確保するとともに、必要に応じて迅速に納入すること。
- 9 その他
 - (1) 本契約は、白灯油について1リットル当たりの単価契約とする。
なお、契約単価には消費税及び地方消費税を含むものとする。
落札者との契約は、商品毎に入札単価に消費税及び地方消費税を乗じ、小数点第3位以下の端数を切り捨て算出した金額を契約単価とする。

- (2) 請求に当たっては、月毎に当該月の翌月に香川県知事あてに提出する。
請求金額は、1品目毎の契約単価に1か月分の納入数量を乗じて得た額を合計した額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- (3) 本入札はかがわ電子入札システムにより入札を行う。
- (4) 白灯油の単価変更については、経済産業省資源エネルギー庁が発表する石油製品価格調査の給油所小売価格調査（灯油（配達））において、「当該契約入札開始日直前の週次調査（発表日）」と「毎月25日直前の週次調査（発表日）（以下「週次調査」という。）」（変更契約を行っている場合は、変更契約時適用週次調査と週次調査）とを比較して、石油製品小売市況調査（香川）で2円以上の値上げ（値下げ）があった場合、その差額分を上限に、単価改定について双方協議のうえ原則として契約単価を改定するものとする。
- (5) その他の特別な事由が生じたときは、双方協議のうえ契約単価を改定できるものとする。
- (6) 仕様書に記載がない事項については、別途協議することとする。